

茨城県告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 龍ヶ崎市
ア 市街化区域から削除する部分
龍ヶ崎市 若柴町 字川崎 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

**茨城県告示第751号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画臨港地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
臨港地区（茨城港常陸那珂港区臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) ひたちなか市
ア 臨港地区に追加する部分
ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

**茨城県告示第752号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画臨港地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
臨港地区（鹿島港臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 鹿嶋市

ア 臨港地区に追加する部分

鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

下水道（常陸那珂公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（汚水）

ア 追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

那珂郡東海村 大字照沼 字渚 の一部

(2) 排水区域（雨水）

ア 追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

那珂郡東海村 大字照沼 字渚 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、つくばみらい都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

下水道（つくばみらい市公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（汚水）

ア 追加する部分

つくばみらい市 福岡工業団地 の一部

福岡 字古木山 の一部

鹿島臨海都市計画臨港地区の変更(茨城県決定)

都市計画鹿島港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
鹿島港 臨港地区	約 2,614ha	商 港 区 約 187.7ha
		工 業 港 区 約 2,371.8ha
		修景厚生港区 約 50.5ha
		漁 港 区 約 4.1ha
		計 約 2,614.1ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

鹿島港における港湾施設の拡張や鹿嶋市によるまちづくり計画を踏まえ、本地区の土地利用を適切に規制・誘導するため、本案のとおり臨港地区の変更を行うものである。

鹿島臨海都市計画総括図

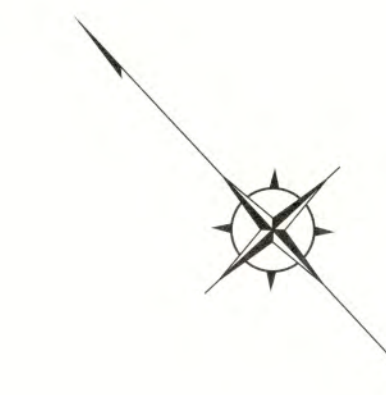
令和二年三月

茨城県土木部都市計画課

番 号	1
地区名	鹿島港外港地区
面 積	約 0.4ha
理 由	鹿島港における港湾施設の拡張や鹿嶋市によるまちづくり計画を踏まえ、本地区の土地利用を適切に規制・誘導するため、本案のとおり臨港地区の変更を行うものである。

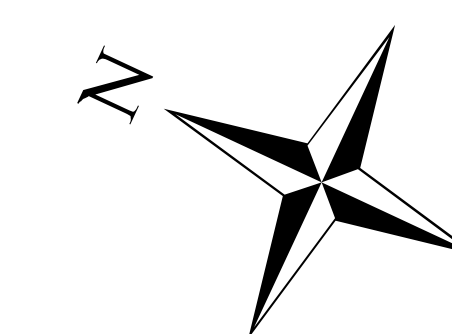
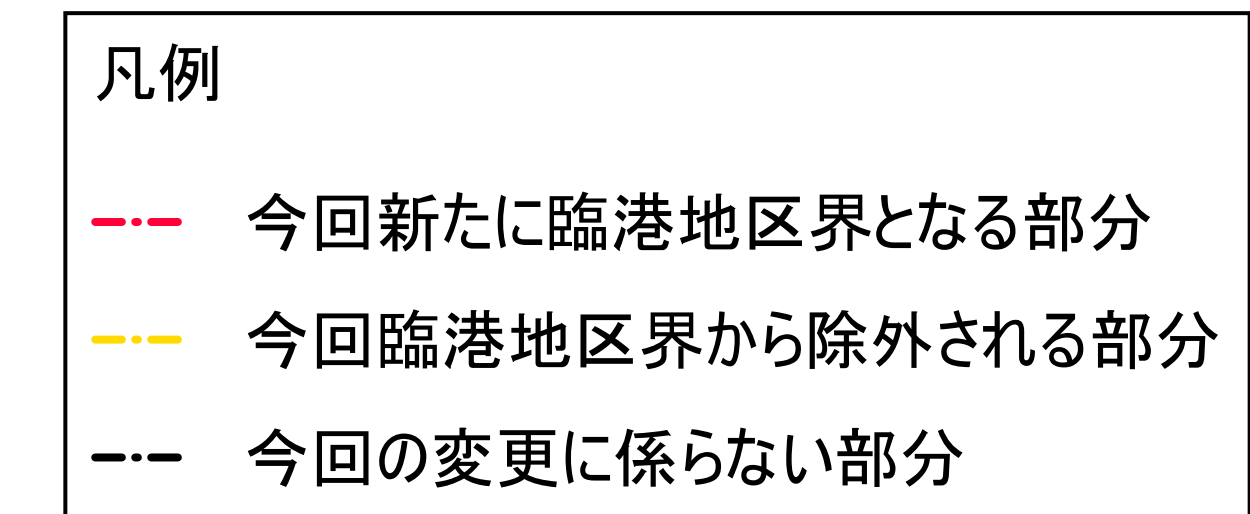


凡 例	
地域区分	行 政 区 域 市 計 画 区 域 市 街 化 区 域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
用途地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域
地区	特別用途地区 準防火地域 臨港地区
都市施設	都市計画道路 自動車専用道路 都市計画公園 都市計画緑地 流域下水道幹線 その他都市施設 土地地区画整理事業 地区計画
その他	一般国道及び主要地方道 高速道路 国定・県立自然公園



1 : 25,000

(鹿島港外港地区)



A horizontal scale bar with markings at 0, 50, 100, 200, 300, 400, and 500 m.

Scale=1:2,500